

## 大阪市告示第823号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月23日

大阪市長 横山 英幸

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東住吉区住道矢田PJ

大阪市東住吉区住道矢田五丁目11番2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

サンフロンティア不動産株式会社 代表取締役 齋藤 清一

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 鈴木 康介

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年2月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,841㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
計画地南西側隔地	30台
計画地南側隔地	9台

建物 1 階中央	2 台 (自動二輪車)
合計	41 台

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物 1 階南側	40 台
計画地南側隔地	39 台 (うち原付 4 台)
合計	79 台 (うち原付 4 台)

③ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物 1 階南東側	24 m <sup>2</sup>

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
建物 4 階南東側 (一般廃棄物保管施設)	8.6 m <sup>3</sup>
建物 4 階南東側 (再生利用対象物保管施設)	2.0 m <sup>3</sup>
合計	10.6 m <sup>3</sup>

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドン・キホーテ	24時間	

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間
計画地南西側隔地	24時間

計画地南側隔地
---------

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数及び位置
計画地南西側隔地	入口 1 箇所（敷地北側）
	出口 1 箇所（敷地南側）
計画地南側隔地	出入口 2 箇所 （敷地北西側及び南西側）
合計	4 箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
建物 1 階南東側	午前 6 時 00 分から午後 9 時 00 分

2 届出年月日

令和 8 年 5 月 29 日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

② 東住吉区役所区民企画課

大阪市東住吉区東田辺一丁目 13 番 4 号 東住吉区役所 5 階

(2) 期間

令和 8 年 6 月 23 日 (火) から令和 8 年 10 月 23 日 (金) まで (日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 8 年 10 月 23 日（金）

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）